

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

◎佐賀県条例第五十五号

佐賀県知事 古川 康

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例

佐賀県立都市公園条例（昭和三十六年佐賀県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「許可」の下に「(吉野ヶ里歴史公園に係るものに限る。)」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「別表第五」を「別表第三」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「別表第六」を「別表第四」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とする。

第十四条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 都市公園の施設（別表第一に掲げる公園施設に限る。）の運営に関する業務

第十四条の二第四項中「指定管理者は、」の下に「この条例に定めるもののか、」を加え、「その」を「都市公園（森林公園にあつては、別表第一に掲げる公園施設を除く。）」に改め、同条に次の二項を加える。

5 森林公園の指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、別表第一に掲げる公園施設の管理の業務を行わなければならない。

6 佐賀城公園及び森林公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第四条第一項から第三項まで、第五条、第五条の二、第八条及び第十二条の規定の適用については、第四条第一項中「都市公園」とあるのは「都市公園（佐賀城公園及び森林公園に限る。第三項、第五条及び第十二条において同じ。）」と、第四条第一項から第三項まで、第五条、第五条の二及び第十二条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第五条の二中「県」とあるのは「指定管理者」と、第八条中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」とする。第十四条の二の次に次の一条を加える。

（利用料金）

第十四条の三 第四条第一項の許可（佐賀城公園及び森林公園に係るものに限る。）を受けた者及び第五条の二の許可を受けて別表第一に掲げる公園施設

(附属設備を含む。)を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

- 2 前項の利用料金は、佐賀城公園又は森林公園の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、これらの指定管理者が定める。

- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。

第十六条第二号及び第三号中「場合」の下に「及び第十四条の二第六項において読み替えて適用する場合」を加え、同条第四号中「場合」の下に「及び第十四条の二第六項において読み替えて適用する場合」を、「知事」の下に「又は指定管理者」を加える。

別表第二のその他都市公園を使用する場合の項中

花火、キャンプ・ファイヤー等火気を使用するもの	花火、キャンプ・ファイヤー等火気を使用するもの	一日	一千三百二十円
森林公園の野球場の内外側グラウンドフェンスに掲出する広告物	森林公園の野球場の内外側グラウンドフェンス及び外野側グラウンドフェンス以外の場所に掲出する広告物	一日	三千六千円

を

花火、キャンプ・ファイヤー等火気を使用するもの	一日	一千三百二十円
-------------------------	----	---------

に改める。

別表第三及び別表第四を削り、別表第五を別表第三とし、別表第六を別表第四とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の佐賀城公園及び森林公園における行為及び公園施設（附属設備を含む。以下同じ。）の利用について、施行日前に知事が行つた当該行為及び当該利用の許可は、これらの指定管理者が行つたものとみなす。

3 平成二十二年三月三十一日までに知事が許可を行つた佐賀城公園及び森林公園における行為及び公園施設の利用の許可に係る使用料については、県に帰属するものとする。

参考資料

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(使用料等)	(使用料等)	
第九条 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の許可（吉野ヶ里歴史公園に係るものに限る。）を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。	第九条 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項の許可を受けた者は、別表第二に掲げる額の使用料を納付しなければならない。	
2 吉野ヶ里歴史公園に入園しようとする者は、別表第三に掲げる額の普通入園料又は年間入園料を納付しなければならない。	2 別表第一に掲げる公園施設を利用しようとする者は、別表第三に掲げる額の使用料を納付しなければならない。	
3 吉野ヶ里歴史公園の駐車場を利用しようとする者は、別表第四に掲げる額の使用料を利用の際に納付しなければならない。	3 別表第一に掲げる公園施設を利用する場合に当該施設の附属設備を利用しようとする者は、別表第四に掲げる額の使用料を納付しなければならない。	
4 第一項の規定による使用料は、知事の指定する期日までに納付しなければならない。	4 吉野ヶ里歴史公園に入園しようとする者は、別表第五に掲げる額の普通入園料又は年間入園料を納付しなければならない。	
5 吉野ヶ里歴史公園の駐車場を利用しようとする者は、別表第六に掲げる額の使用料を利用の際に納付しなければならない。	5 吉野ヶ里歴史公園の駐車場を利用しようとする者は、別表第六に掲げる額の使用料を利用の際に納付しなければならない。	
6 第一項から第三項までの規定による使用料は、知事の指定する期日までに納付しなければならない。	6 第一項から第三項までの規定による使用料は、知事の指定する期日までに納付しなければならない。	
(指定管理者)	(指定管理者)	
第十四条の二 略	第十四条の二 略	
2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。	2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。	
一 都市公園の施設（別表第一に掲げる公園施設に限る。）の運営に関する業務		
二・三 略	一・二 略	
3 略	3 略	
4 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、規則で定めるところにより、都市公	4 指定管理者は、規則で定めるところにより、その管理の業務を行わなければならな	

	改 正 後	
		改 正 前
5 森林公園の指定管理者は、規則で定める管理の基準に基づき、別表第一に掲げる公園施設の管理の業務を行わなければならない。	(森林公園にあつては、別表第一に掲げる公園施設を除く。)の管理の業務を行わなければならない。	い。
6 佐賀城公園及び森林公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第四条第一項から第三項まで、第五条、第五条の二、第八条及び第十二条の規定の適用については、第四条第一項中「都市公園」とあるのは、「都市公園(佐賀城公園及び森林公園に限る。)第三項、第五条及び第十二条において同じ。」と、第四条第一項から第三項まで、第五条、第五条の二及び第十二条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第五条の二中「県」とあるのは「指定管理者」と、第八条中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」とする。	佐賀城公園及び森林公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第四条第一項から第三項まで、第五条、第五条の二、第八条及び第十二条の規定の適用については、第四条第一項中「都市公園」とあるのは、「都市公園(佐賀城公園及び森林公園に限る。)第三項、第五条及び第十二条において同じ。」と、第四条第一項から第三項まで、第五条、第五条の二及び第十二条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第五条の二中「県」とあるのは「指定管理者」と、第八条中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」とする。	い。
（利用料金）		
第十四条の三 第四条第一項の許可(佐賀城公園及び森林公園に係るものに限る。)を受けた者及び第五条の一の許可を受けて別表第一に掲げる公園施設(附属設備を含む。)を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。	第十四条の三 第四条第一項の許可(佐賀城公園及び森林公園に係るものに限る。)を受けた者及び第五条の一の許可を受けて別表第一に掲げる公園施設(附属設備を含む。)を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。	
2 前項の利用料金は、佐賀城公園又は森林公園の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、これらの指定管理者が定める。	前項の利用料金は、佐賀城公園又は森林公園の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、これらの指定管理者が定める。	
3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならぬ。	3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならぬ。	

改正後

ばならない。

(過料)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料を科する。

一 略

二 第四条第一項（第十四条において準用する場合及び第十四条の二第六項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による利用の禁止又は制限に違反して同規定に違反して同条第一項各号に掲げる行為をした者

三 第五条（第十四条において準用する場合及び第十四条の二第六項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による利用の禁止又は制限に違反して同規定による知事又は指定管理者の命令に違反した者

四 第十二条（第十四条において準用する場合及び第十四条の二第六項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者

6

改正前

(過料)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料を科する。

一 略

二 第四条第一項（第十四条において準用する場合及び第十四条の二第六項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による利用の禁止又は制限に違反して同規定に違反して同条第一項各号に掲げる行為をした者

三 第五条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者

四 第十二条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による利用の禁止又は制限に違反して同規定による知事の命令に違反した者

別表第一(第九条関係)

備考 略	その他の都 市公園を 使用する 場合			略
	花火、キヤ ンブ・ファ イヤー等火 のもの	花火、キヤ ンブ・ファ イヤー等火 のもの	花火、キヤ ンブ・ファ イヤー等火 のもの	
	一 日			略
	二千三百 円	二千三百 円	二千三百 円	略

別表第二(第九条関係)

森林公園の 場合	その他の都 市公園を 使用する 場合			略
	花火、キヤ ンブ・ファ イヤー等火 のもの	花火、キヤ ンブ・ファ イヤー等火 のもの	花火、キヤ ンブ・ファ イヤー等火 のもの	
	メートル 一年	一 平 方	一 日	略
	円二万二千	円二万二千	円二千三百	略

改正後

改正前

野球場の外 スに掲出する る広告物	野側グラウンドフェンス ス及び外野側グラウンドフェンス	野球場の内 森林公園の野側グラウンドフェンス	スに掲出する る広告物
メートル 一平方 一日	メートル 一平方 一年	千七百円	円三万六千

別表第三（第九条関係）

庭球場使用料

一占用使用

備考 略

時間外		区	分
全 日	(八時三十分)十七時	半 日	全 日
(十三時)～(八時三十分)十二時三十分又は(十七時)			
一時	月日没(二十時)(四月一日から十月三十日までは二十一日)～(日没)	四百七十円	一千二百六十円
	円三千百八十		

備考 占用使用とは、庭球場を利用しようとする者が許可を受けて各種競技大会、講習会、クラブ活動等のために庭球場の全部又は一部を独占して使用する場合をいう。

二 占用使用以外の使用

使用しない場合 夜間照明施設を

使用する場合 夜間照明施設を

金額

改正後

改正前

区分	区 分	区分
右に掲げる者以外の者	徒生高等学校生徒	小学中学校児童
円 五 三十 百 三 十 百 六	十 百 六	内 間 二 時 以 二 時
百六十円	八十円	ご 間 を 増 す き は 一 時 超 えると 二 時 間 を
十 七 百	円 五 三十 百 三 十 百 六	内 間 二 時 以 二 時
円 三百五十	百六十円	ご 間 を 増 す き は 一 時 超 えると 二 時 間 を

備考
二時間を超える場合において一時間間に満たない端数の時間は、一時間として計算する。

場合その他	する場合用	ツアーマチユ	野球場使用料	区分
とき し な い を 徴 入 場 料	き す を 入 場 料	とき し な い を 徴 入 場 料		
時間外	十七時(又は二十三時) 三十分 半日	十七時(八時三十分) 全日	十一時(十八時三十分) 一日	時 場 設 設 時間外
	十八時(又は二十二時) 三十分 半日	十八時(八時三十分) 全日	十九時(十八時三十分) 一日	時 場 設 設 時間外
	十九時(又は二十二時) 三十分 半日	十九時(八時三十分) 全日	二十時(十八時三十分) 一日	時 場 設 設 時間外
	二十時(又は二十三時) 三十分 半日	二十時(八時三十分) 全日	二十一時(十八時三十分) 一日	時 場 設 設 時間外
	二十一時(又は二十二時) 三十分 半日	二十一時(八時三十分) 全日	二十二時(十八時三十分) 一日	時 場 設 設 時間外
	二十二時(又は二十三時) 三十分 半日	二十二時(八時三十分) 全日	二十三時(十八時三十分) 一日	時 場 設 設 時間外
	二十三時(又は二十二時) 三十分 半日	二十三時(八時三十分) 全日	二十四時(十八時三十分) 一日	時 場 設 設 時間外
	二十四時(又は二十三時) 三十分 半日	二十四時(八時三十分) 全日		
千 五 万 六	二 千 十一 万	た 額 て 得 百 場 最 高 入	二 當 一 時 間	金額
		乗 に 入	千 当 一 時 間	
			八 千 円	
			千 一 万 六	

改正後

改正前

き す る と	入 場 料	一 日	十 七 時 （夜間照明施設を使用する場合）
二 用 明 施 設 を 使 用 す る 場 合 は 二 十一 時	八 時 三 十 分 （日没（夜間照明施設を使用する場合）は二十一時）	時 （日没（夜間照明施設を使用する場合）は二十一時）	十 七 時 （日没（夜間照明施設を使用する場合）は二十一時）
得 た 額	乗 じ て 三 百 場 料 に 最 高 入	千 一 万 四	千 一 万 四

備考

一 時間外において、一時間未満の時間又は一時間未満の端数は、一時間として計算する。

二 入場料を徴収するときは、使用者が入場者から名目のいかんを問わず事实上入場料を徴収することをいう。

洋弓場使用料

一 占用使用

区	分	金額
日	四千八十円	二千四十円
（八時三十分～十七時）	（十三時～十七時）	（八時三十分～十二時三十分又は二時～十七時）
半日	五千一百円	五百六十円

備考

一 占用使用とは、洋弓場を利用しようとする者が許可を受けて各種競技大会、講習会、クラブ活動等のために洋弓場を独占して使用する場合をいう。

二 時間外において、一時間未満の時間又は一時間未満の端数は、一時間として計算する。

ただし、日没後も利用する場合において、十七時から日没までの利用において生ずる一時間未満の時間又は一時間未満の端数は、日没後の利用において生ずる一時間未満の時間又は一時間未満の端数と合わせ、一時間として計

改正後

改正前

算し、夜間照明施設を使用する場合の金額を適用する。

二 占用使用以外の使用

者以外に掲げる者	校生徒	高等学校	中学校	児童学校	区分		金額
					以内	二時間	
二百円		百円			以内	二時間	夜間照明施設を使しない場合
百円		五十円			ごとに	二時間を超えるときは一時を増すと	夜間照明施設を使する場合
四百円		二百円			以内	二時間	夜間照明施設を使する場合
二百円		百円			ごとに	二時間を超えるときは一時を増すと	夜間照明施設を使する場合

備考
二時間を超える場合において一時間に満たない端数の時間は、一時間として計算する。

別表第四（第九条関係）

野球場附屬設備使用料

会議室		会議室		区分	
冷暖房設備を使 用しない場合	冷暖房設備を使 用する場合	冷暖房設備を使 用しない場合	冷暖房設備を使 用する場合	校生徒	高等学校
コイン式温水シャワー	一回	一時間	一時間	単位	単位
	百円	百四十円	八十円	金額	金額

備考
附屬設備を使用する場合において、使用時間で一時間未満のもの又は一時間未満の端数は、一時間として計算する。

会議室		区分		野球場附屬設備使用料	
冷暖房設備を使 用しない場合	冷暖房設備を使 用する場合	校生徒	高等学校	金額	単位
三百五十円	二百十円				一時間

改正後

改正前

		施設 照明 夜間							スコアボード	場内放送設備	温水シャワー室	員室 本部役		特別室		用する場合
で三 点 四 分 使 用 灯 の の	合 す る 使 用 場 場 の の	用する場合	冷暖房設備を使	用しない場合	冷暖房設備を使	用する場合	冷暖房設備を使	用しない場合	冷暖房設備を使							
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一時間	一日一室	一時間	一時間	一時間	
百十五 四十万四 千円	三百二十 万九千円	七千百十 円	八千八十 円	十円 一万三 百二	十円 二万二 千二	百十円 二万九 千九	七百円	五百円	十円 二千三百八	二百五十 円	百五十 円	七百 円				

改正後

改正前

その場合				
合する場で使用する一五分の灯	合する場で使用する一三分の灯	合する場で使用する二五分の灯	合する場で使用する二点灯	合する場
一時間	一時間	一時間	一時間	
百四十九千七 百七十円	五百六千五 六十円	七万二千二 四十円		

一 附屬設備を使用する場合において、使用時間で一時間未満のもの又は一時間未満の端数は、一時間として計算する。

二 温水シャワー室の一日とは、八時三十分から日没（夜間照明施設を使用する場合は二十一時）までをいう。

洋弓場附屬設備使用料

会議室		区 分	単位	金額
用する場合	冷暖房設備を使			
一時間	一時間			
二百八十円	百七十円			

備考 附属設備を使用する場合において、使用時間で一時間未満のもの又は一時間未満の端数は、一時間として計算する。

別表第四（第九条関係）

備考

略

略

備考

別表第三（第九条関係）

備考

略

別表第六（第九条関係）

備考

略

略

備考

別表第五（第九条関係）

備考

略